

総務委員会会議記録（第2号）

令和5年12月22日

福島県議会

1 日時

令和5年12月22日（金曜）

午前 10時59分 開議

午後 1時14分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	高宮光敏	副委員長	渡辺康平
委員	渡辺義信	委員	宮川えみ子
委員	古市三久	委員	水野さちこ
委員	三村博隆	委員	江花圭司
委員	猪俣明伸		

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

これより人事委員会事務局の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された高宮光敏である。

執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通して、一層の県政進展のために努力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上、簡単ではあるが挨拶とする。

次に、各委員の紹介を行うが、渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他は次長より紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、人事委員会事務局長の説明を求める。

人事委員会事務局長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会人事委員会事務局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

事務局次長兼総務審査課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

局長説明の職員採用候補者試験について、早期に実施することだが、時期や

回数など詳細を聞く。

採用給与課長

採用試験の早期実施は、受験者を確保するための見直しである。具体的には、大学卒程度の行政事務の試験について、現在6月に実施している一次試験に加えて、試験実施時期、合格発表時期を早める先行実施枠を新設する予定である。試験の時期は検討中だが、現在のところ4月中旬頃の実施を予定している。

古市三久委員

局長説明では、本年度は全体で500名の採用予定者に対し534名の合格者だったとのことだが、来年の退職者は何名か。

採用給与課長

退職者の状況は基本的に任命権者が把握しており、現時点で人事委員会事務局では把握していない。

古市三久委員

分からないことは仕方がないが、500名の採用予定に対し534名を合格とした理由は何か。

採用給与課長

令和5年度に実施した採用試験であり、基本的には来年度に採用となる職員である。採用予定人員については、任命権者が前年度の退職者や欠員の見込み、業務の需要等を総合的に勘案して採用見込み数を決め、その報告を受けた人事委員会が来年度に向けた採用候補者試験で何名募集するか決定するものである。

これにより、今年度は採用予定人員を500名としたのに対して、辞退等を見込み最終的に534名を合格者とした。

古市三久委員

人事委員会は、上から言われたことをただ行うだけではなく、人事の総体的な業務を所管しなければならないと思う。来年の退職者数のほか、職員採用を必要とする根拠などを含めて把握する必要があるのではないか。

採用予定者数以上の合格者数とすることについては、例えば必要数の500名は、来年の退職者がその程度と見込んで決めていると思う。しかし、これまでの経験から10～20名辞退する者がいるため少し多く採用し、帳尻を合わせているのではないか。様々に述べたが、そう答弁すればすぐ分かるため、今後はそのように答弁願う。

江花圭司委員

過日、人事委員会勧告が行われたが、例年勧告に当たっては県内の民間企業を無作為抽出して民間給与実態調査が行われている。7地方振興局管内の中で、民間給与が一番高い地域と一番低い地域を把握しているか。

採用給与課長

委員指摘の人事委員会勧告のための民間給与実態調査について、県内の企業を無作為抽出して給与の状況を調査しているが、地域別に抽出しているものではない。県内の企業規模50名以上かつ事業所規模50名以上の全867事業所から、今年度については無作為に174事業所を抽出して調査しており、地域ごとの状況は把握していない。

江花圭司委員

やはり7地方振興局管内で大きな開きがあると思う。会津地域の職員給与はほかの地域と比べて少し低いという部分があり、その辺りも検討してもらいたいと毎年述べているが、令和4年度と5年度の違いがあれば、傾向を聞く。

採用給与課長

令和4年度と5年度の比較だが、昨年度実施した民間給与実態調査による民間企業との差を踏まえた給与月額の設定額は783円、改定率にして0.21%だった。これに対して5年度に実施した民間給与実態調査による民間企業との差を踏まえた改定額は3,234円、改定率にして0.88%であり、いずれも昨年度より較差が大きく開いている。

江花圭司委員

その状況にどのように対応していくのか。

採用給与課長

民間給与実態調査に基づき、今年10月3日に議長及び知事に提出した人事委員会勧告の内容を踏まえて、各任命権者が給与条例の改正等により対応していると聞いている。

古市三久委員

総務委員会資料（内部組織、分掌事務及び主たる事務事業の概要等）について、人事行政運営の実態把握・適正化に関して勤務時間、休暇、安全衛生等の調査を行っているが、何か問題はあったのか。

事務局次長兼総務審査課長

職員の労働環境の実態調査については毎年実施しており、超過勤務が多い、年次有給休暇の取得が少ないなど、個別の事務所について調査し、調査結果を取りまとめて任命権者に改善を求める取組を行っている。

古市三久委員

なぜ質問したかという点、県職員の残業が非常に多くなっており、職員が足りない部署もあると思う。総務委員会資料（内部組織、分掌事務及び主たる事務事業の概要等）にも「本県の復興・創生を担う」と記載があるが、非常に仕事が増えており、しっかり把握して足りない部署には人員を配置することが必要である。

この調査については、どのような調査をしてどのような問題があったのかを公表すべきだと思う。それによって、県職員の労働条件や勤務条件を見直していくことが人事委員会の役割だと思う。働き方改革と言われているため、今までの取組だけでなく、徹底的にやるべきである。また、ジェンダー平等も叫ばれているが、男性でも女性でも、働いている者が子育てなどと両立できるようにしなければ駄目であり、そのような意味で勤務時間や休暇などを調査することが必要だと思っている。今までと同じようなやり方ではまずいと思うため、調査の方法等を抜本的に見直すべきと思うが、どうか。

人事委員会事務局長

委員指摘のとおり、人事委員会の業務においては、地方公務員法に基づいて人事行政の実態等を調査しており、その中で超過勤務の実態や有給休暇の取得状況などを調査している。これら独自の調査については毎年分析し、必要な部分については10月3日に行った人事委員会勧告に併せて、報告という形で人事行政の問題等も付記して知事及び議長に提出している。

今年度で言えば、人事委員会としても超過勤務が近年高止まりしていると把握しており、知事に対する人事委員会報告の中でも超過勤務の縮減にあらゆる手段を取って努力すべきとし、それでもなお縮減できない場合は、必要な人員を補充するよう明記している。調査方法及び今後の公表の仕方等については、委員の指摘を考慮しながら検討していきたい。

古市三久委員

よろしく願う。また、給与制度の適正管理について、「現行の給与制度が社会情

勢に適応しているか必要な調査・研究を行い」とある。一般論として公務員の賃金は高いと言われているが、一方では日本全体の賃金が非常に低いとも言われている。公務員の給料を直ちに引き上げることは難しいかもしれないが、やはりそこから上げていかないと民間にも波及しない。給与制度が社会情勢に適応するよう徹底していく必要があると思うが、会計年度任用職員は人事委員会の所管になるのか。

人事委員会事務局長

会計年度任用職員については、採用及び給与面の処遇についても各任命権者が行うことが条例等で定められている。

古市三久委員

会計年度任用職員は人事委員会の所管ではないと理解したが、会計年度任用職員は賃金も別体系になっており、同じ県の仕事をしてもそのような実態があることを考える必要があると思うし、今後どうすればこの問題が解決できるか検討してもらいたい。

昨日の総務部の審査でも質問したが、正規職員の年収は高校を卒業して10年たてば約370万円、非正規職員は約250万円であり、約120万円の格差がある。仕事の内容など様々な問題があるため一概には言えないが、この格差については是正していく必要がある。

教員についても働き方改革を行っているが、記載のある市町村立学校栄養職員や事務職員の時間外勤務などは調査しているのか。

事務局次長兼総務審査課長

市町村立学校の事務職員等については、県の機関ではないため直接の調査を行っていない。

古市三久委員

しかし、採用は県が行っている。市町村立学校栄養職員3名、市町村立学校事務職員19名を採用しているが、県の職員ではないのか。

採用給与課長

市町村立学校職員については、県が試験を実施して事務職員と栄養職員を採用しているが、実際に採用されて各市町村に配属になった後は、人事を含めその管理は各市町村が行うことになっている。

古市三久委員

それでは、給与はどこが支払うのか。

採用給与課長

県費負担教職員であり、給与は県費で負担している。

古市三久委員

県が採用して県費負担で市町村に配置しているため、厳しく言えば、あらゆる点で県が管理しなければならない問題である。それを市町村所管とはならないと思う。税金を使って給与を払っており、やはり県が働き方などをしっかり把握しなければならないのではないのか。市町村が負担しているならそれでもよいが、県費負担である。県が調査しなくてもよいのか。

事務局次長兼総務審査課長

委員指摘のとおり、任命と給与の支払いは県が行っている。一方で、労働環境を監督する機関は労働基準法、地方公務員法で定められている。県人事委員会は県の機関の労働基準監督機関に位置づけられており、市町村立学校については、各自治体の長である市町村長が監督機関に位置づけられている。

古市三久委員

そのように言うのであれば、県ではなく市町村が負担すればよい。県費で負担していることを考えれば、3年に1回なのか5年に1回なのかは別にして、どのような働き方をしているのか調査すべきだと思う。給与を払っている県が意見を言わなければ、誰が言うのか。それならば市町村の負担にすればよい。制度についてここで言っても仕方がないが、どうなるかは別にしても、検討してもらいたい。

現在、学校でも働き方改革を行っているが、公務員全体として働き方改革をしっかりと行わなければ駄目だと思う。同時に非正規職員の問題をどうしていくかも検討し、働きがいがある体制をつくるよう、しっかり考えてもらいたい。要望とする。

猪俣明伸委員

職員採用について、合格者が534名とのことだが、辞退者は何人いたのか。昨年度の辞退者も含めて聞く。

採用給与課長

職員の採用については、採用候補者試験の合格者を各任命権者に提示し、各任命権者が採用を内定する手続となる。現時点で把握している採用内定の辞退について、大卒程度は38名である。これは11月末時点の人数であり、今後変化する可能性がある

る。

猪俣明伸委員

私も民間企業で採用業務をしていたが、採用までに辞退する者が結構多くいた。どの企業も引き止めを一生懸命行っており、引き止めの対策も考えていかないと優秀な人材が辞退してしまうが、何か対策を行っているか。

人事委員会事務局長

採用候補者試験合格者の引き止め対策だが、人事委員会と任命権者が連携し、実際に採用されるまでの間、任命権者からのメールマガジン配送などの工夫は行っている。

猪俣明伸委員

採用内定の辞退に対しては、別の手法も含めて対策願いたい。民間企業は内定者を集めて意識を高め合うなどしており、何か工夫があると優秀な者が残ると思うので、よろしく願う。

宮川えみ子委員

採用予定者500名に対する合格者は534名であり、働き方改革の視点も含めて超過勤務が多い部署のバランスを取っていくと思うが、余裕のない採用者数の中で人員が足りなければ会計年度任用職員を増やす流れになっていることは、やはり問題だと思う。昨日の総務部の審査で会計年度任用職員が約1,500名いるとの答弁があったが、やはり正規雇用にしていく努力が必要である。そのためにも、過度な業務負担が生じない人数を採用することが大事であり、安易に超過勤務をさせて足りなければ会計年度任用職員を採用するという流れを改革することが求められていると思うが、意見はあるか。

事務局次長兼総務審査課長

局長も述べたが、現在の長時間労働に対しては、各任命権者が超勤縮減アクションプログラムやDX化を推進して超過勤務を少なくする取組をしている。人事委員会としてもそういった取組を支援していくとともに、それでもなお長時間労働の是正が難しい場合には、業務の再配分や人員の再配置、さらには人員の確保を図るべきと人事委員会勧告で報告しており、任命権者にはその都度伝えている。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、人事委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時38分 休憩)

(午前 11時40分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより出納局の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された高宮光敏である。

執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通し、一層の県政進展のために努力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上、簡単ではあるが挨拶とする。

次に、各委員の紹介を行うが、渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他は次長より紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、会計管理者の説明を求める。

会計管理者兼出納局長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会会計管理者兼出納局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、出納総務課長の説明を求める。

出納総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

出1ページの議案第1号について、出納総務費が2,000円減額となっている。これは会計年度任用職員の保険料等なのか、それとも物件費なのか。

出納総務課長

出納総務費の減額だが、会計年度任用職員の人件費のうち共済費、旅費、通勤手当を積み上げた結果、減額となったものである。

古市三久委員

職員の人件費を計上する科目は職員費だと思うが、出納総務費にも人件費を計上しているのか。

出納総務課長

会計年度任用職員分については、職員費と別立てで出納総務費に計上している。

古市三久委員

当初予算でも、会計年度任用職員の人件費は職員費ではなく出納総務費に入っているのか。例えば、会計年度任用職員が5人いて1人当たり200万円とした場合、1,000万円が出納総務費に計上されるのか。

出納総務課長

出納総務費には会計年度任用職員の人件費も計上されている。

古市三久委員

会計年度任用職員の人件費は職員費ではなく、出納総務費に計上していると理解

した。

また、出納総務費の1 出納経常運営費が19万9,000円減額されているが、内容を聞く。

出納総務課長

会計管理費の中には各事項があり、事項の一つである出納経常行政費には、会計年度任用職員のうち復興創生枠分について計上している。それ以外の一般的、総務的な会計年度任用職員の経費については、出納経常運営費の事項に計上している。

古市三久委員

復興創生枠は別にしても、会計年度任用職員の経費は出納経常運営費に含まれるのか。また、これは物件費なのか。

出納総務課長

出納経常運営費に通常の会計年度任用職員分が計上されている。内訳は報酬や手当等であり、人件費として計上している。

古市三久委員

出納経常行政費に計上する会計年度任用職員との違いは何か。

出納総務課長

出納経常行政費は、会計年度任用職員の人件費のうち復興創生枠分を計上している。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、出納局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時53分 休憩)

(午前 11時55分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより監査委員事務局の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された高宮光敏である。

執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政進展のために努力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上、簡単であるが挨拶とする。

次に、各委員の紹介を行う。渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他は次長より紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 0時58分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、監査委員事務局長の説明を求める。

監査委員事務局長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会監査委員事務局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、監査総務課長の説明を求める。

監査総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、監査委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 1時 4分 休憩)

(午後 1時 5分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより議会事務局の審査に入る。

初めに、各委員及び事務局職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された高宮光敏である。

事務局においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政進展のために努力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。

以上、簡単であるが挨拶とする。

次に、各委員の紹介を行うが、渡辺康平副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

高宮光敏委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、事務局側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他は次長より紹介)

高宮光敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、議会事務局長の説明を求める。

議会事務局長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会議会事務局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、議会事務局の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

12月25日は、午前11時から委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時14分 散会)